

# 令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（自然保護監視員）採用試験募集案内

## 連絡先

◆鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 自然公園担当◆  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階）電話（0857）26-7980  
ホームページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/shizen-kyousei/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<b>令和7年1月17日（金）～1月31日（金）</b> ◎申込の方法は下記の提出書類等を持参又は郵送すること。 ◎持参による場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分までとし、受付最終日の午後5時15分をもって締め切りとする。 ◎郵送の場合、1月31日（金）午後5時15分までに必着すること。 ◎提出書類の返却は行いません。
試験日時	<b>令和7年2月10日（月）</b> ◎開場時刻 午後1時 ◎試験開始時刻 午後1時30分 ※ 試験開始時刻の15分前までに専門試験会場（第27会議室）で受付をしてください。
試験会場	鳥取県庁第二庁舎（鳥取市東町一丁目220番地） ◎専門試験 第27会議室（4階） ◎人物試験 第29会議室（4階）
試験結果発表日	<b>令和7年2月17日（月）（予定）</b>

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
会計年度 任用職員 (自然保護 監視員)	1名	<p>自然公園や県自然環境保全地域等において、巡視活動や普及啓発活動等を行う。</p> <p><b>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）に係る業務</b></p> <p>ア 動植物の違法採取等の違反行為の監視及び指導等            イ 公園利用に係るマナー等の普及啓発及び指導            ウ 公園利用施設（歩道、看板、休憩施設等）の管理状況の巡視            エ 安全な公園利用に係る助言            オ 動植物等の解説、自然探勝ルートの説明等</p> <p><b>(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第78条第1項の規定に基づく鳥獣保護管理員に係る業務</b></p> <p>ア 鳥獣保護区等の管理（看板の管理状況の巡視等）            イ 狩猟取締りの実施（補助業務）            ウ 一般住民及び狩猟者の指導            エ 鳥獣保護思想の普及啓発            オ 鳥獣に関する諸調査            カ 傷病鳥獣等の捕獲及び搬送その他の鳥獣保護事業の実施に関する事務の補助</p> <p><b>(3) 鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）に係る業務</b></p> <p>ア 自然環境保全地域における災害の予防及び早期発見            イ 自然環境保全のための規制の遵守状況の監視及び指導            ウ 自然保護思想の普及啓発            エ 自然保護に関する諸調査等</p> <p><b>(4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に係る業務</b></p> <p>ア 特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止のための監視及び指導            イ 特定外来生物の駆除作業の実施（補助業務）            ウ 特定外来生物等に関する普及啓発及び諸調査等</p> <p><b>(5) その他の業務</b></p> <p>ア (1) から (4) に掲げる業務に伴う巡視の際における廃棄物不法投棄の監視（状況把握及び報告）            イ (1) から (3) に係る施設（歩道、看板、休憩施設等）の簡易な修繕            ウ 上記の職務に関連する庶務的業務等</p>	鳥取県生活環境部 自然共生社会局 自然共生課 （鳥取県庁本庁舎 :鳥取市東町一丁目 220番地）

### 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
  - ・自然保護、自然体験、フィールドワーク等の野外活動経験を有していること。
  - ・普通自動車運転免許証を所有していること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

### 4 求める人材

- ・自然保護に対する熱意を有していること。
- ・動植物等、自然環境及び鳥獣保護について基礎的な知識を有していること。
- ・自然に接するための知識・マナーを県民に伝える能力を有していること。
- ・自然公園等の巡視に必要な基礎体力を有していること。
- ・報告事務等に必要なパソコンの操作ができること。

### 5 試験内容

試験種目		配点	内容
専門試験	筆記試験	100点	自然保護監視員として必要な知識を確認するための試験（択一式）（1時間程度）
	論文試験	50点	自然保護監視員としての適性を確認するための試験（小論文）（1時間程度）
人物試験		300点	個別面接による職務に対する姿勢等についての口述試験（15分）

### 6 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

### 7 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額10,750円 ※経験年数に応じて加算される場合があります。 ※上記金額は、現段階における予定額です。 ※県一般職の給与月額の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額2.21月分（6月期1.105月分、12月期1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
----	--

福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	(1)勤務日 1か月の勤務日数は17日とします。勤務計画（その変更を含む）は、あらかじめ協議して定めます。 ※土曜、日曜及び休日（祝日、年末年始）に勤務することもあります。 (2)勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（うち1時間休憩） ※業務の状況により時間外勤務をすることがあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

## 8 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1部 ※必要事項を記載し、顔写真を貼付すること。 (2)自動車運転免許証の写し 1部 (3)郵送による申込の場合は、受験票返信用封筒（受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること）を同封すること。 ※持参による申込の場合は、(3)は不要です。
申込先	鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 自然公園担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階） 電話（0857）26-7980
受験票の交付	◎持参による申込者には、受検票をその場で交付します。 ◎郵送による申込者には、受検票を返送しますが、令和7年2月6日（木）までに到着しないときは、上記申込先に問い合わせてください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は理由の如何を問わず受理しません。

### 【申込書及び受験票の記載方法】

- 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください）。
- 「試験結果通知宛先」は、試験結果通知が確実に到着する場所（受取人）を正確に記入してください。

## 9 合格者の決定方法

- 専門試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。ただし、筆記試験の得点が4割に満たない場合又は合計得点が6割に満たない場合には不合格とします。
- 合格者が採用を辞退した場合は、当該得点が高い順に繰り上げて採用とします。

## 10 合格者の発表

令和7年2月17日（月）付けで受験者全員に書面で試験結果を通知する予定です。

## 11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の**

**場合は法定代理人も可**) が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人 又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び 試験種目ごとの得点	合格発表日から 1月間	鳥取県生活環境部自然共生 社会局自然共生課 (県庁本庁舎7階)

## 12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の15分前までに専門試験会場(鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室)で受付をしてください。
- (2) 受験の際は、**受験票、筆記用具を持参**してください。
- (3) 試験会場は禁煙です。

## 13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。